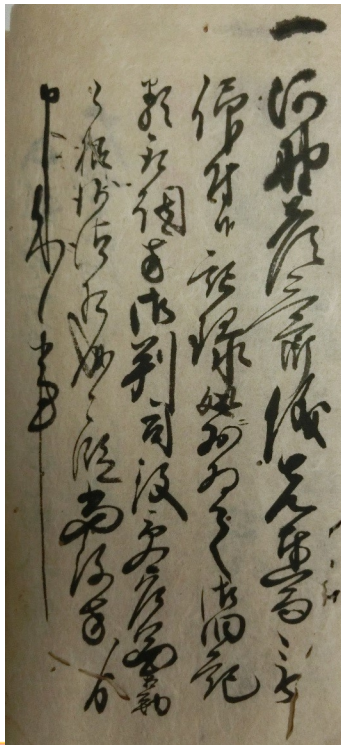


一、河野彦三郎儀、先達而被
 仰付候、記録処二おみて御旧記
 類取調方御判司役受差函相勤
 候様沙汰相成候段、当役方
 申来候事、



記録所日記 文政元年8月10日条より（徳山毛利家文庫「記録所日記」708）

記録・記憶 ②

徳山藩断絶前の記録を集める

《徳山藩の断絶と「逸史」》

正徳6年（1716）徳山藩は断絶、3年後の享保4年（1719）に再興します。

わずか3年間の断絶でしたが、この間、藩の文書・記録がかなり失われてしまったようです。実際、現在当館が所蔵する徳山藩の藩政文書「徳山毛利家文庫」においても、断絶前の文書は非常に少ないと言えます。

記録の継承という点において、藩の断絶は大変惜まれるところですが、そうした思いは、江戸時代後期の徳山藩の人々も抱いたことでしょう。徳山藩ではその欠を補うため、断絶前の記録の収集を行いました。徳山毛利家文庫に残る「逸史」もそのひとつです。ここでは、この「逸史」について紹介してみます。

《「逸史」の作成》

現在残る「逸史」は59冊で構成されま

す。一部断絶後のものも含まれますが、大永3年（1523）から藩断絶の前年にあたる正徳5年（1715）までの記録で基本的には成り立っています。このうち、請求番号1から14までは既存の資料を筆写したもの（ただし14は再興後のもの）、15から58までは、編年でいくつかの記録から記事を抜き出したものです（58は年未詳、59は役人年表）。作成者は徳山藩の記録所。記録所は、その名前のとおり、藩の記録を作成・管理していた部署です。

「逸史」の作成時期については、筆写時期を巻末に記すものがあります。判明する限りでは、文政3年（1820）と4年が各1冊、文政5年が6冊となっています。ここから文政年間の作成であったと推測できます。

《記録所御旧記取調》

「逸史」作成の経緯など、詳しいことはわからない部分が多いのですが、ひとつのヒントになるのが、文政元年、「記録所御旧



徳山毛利家文庫
「逸史」

徳山毛利家文庫「逸史」は、大半が徳山藩が断絶する前の記録を集めたものです。

断絶前の記録が少ない徳山藩の状況を教えてくれる、数少ない記録のひとつです。

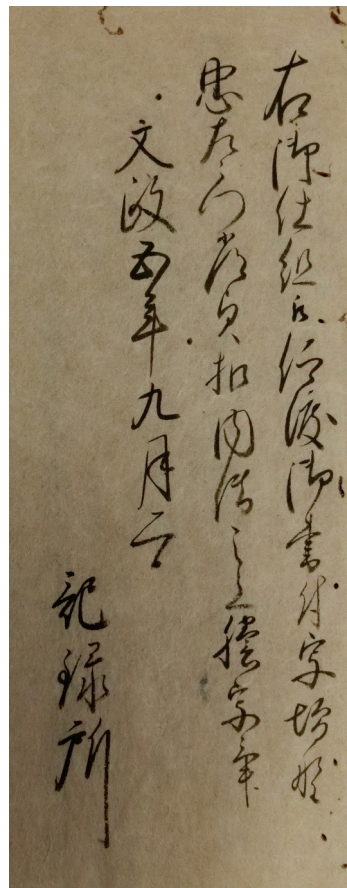
記取調」の役人が臨時に置かれたことです。ここには河野彦三郎という人物が、文政元年8月10日から、文政6年3月9日までの約4年7ヶ月、配属されました。

表の写真は、河野が勤務することになる記録所の日記の内、彼が記録所御旧記取調を拝命する文政元年8月10日の記事です。ここには、河野の業務形態が記され、そこには判司役（文書作成などを掌り、記録所とも関係が深い職）の指示を受けながら旧記類を取り調べ

ることだとあります。徳山藩において「旧記」との表現は、しばしば断絶前の記録のことを指し、「逸史」作成の内容を考えると、記録所御旧記調が「逸史」の作成に深く関与していたと思わざるを得ません。

残念ながらいまのところ両者を直接つなぐことのできる証拠がないことから、現時点ではその可能性の指摘にとどめたいと思います。

右御仕組被仰渡御書付写、増野
忠左衛門常貞控内借之上謄写畢、
文政五年九月二日
記録所



徳山毛利家文庫「逸史」10
御所帯御仕組御書付 全

上の写真は、「逸史」10の「御所帯御仕組御書付」の巻末にある文面です。

増野忠左衛門常貞の作っていた控を借用して筆写したことを記しています。

筆写は記録所が行い、文政5年9月2日に筆写が完了したと考えられます。

このように、「逸史」の一部には出展や筆写年、作成者などを巻末に記しているものがあり、「逸史」が作られていった手掛かりとなる情報も書かれています。

※増野忠左衛門常貞

「譜録」によれば、元禄10年（1697）家督を嗣ぎ、兩人役や目付役といった藩の要職をつとめています。途中、その功績に対し20石の加増を受け、計100石を与えられました。延享元年（1744）2月6日没、78歳。